

国際ロータリー第2580地区（東京・沖縄）

東京武蔵村山ロータリークラブ

Tokyo-Musashimurayama Rotary Club

週報 No.1581

2004-05年度 国際ロータリーテーマ 「ロータリーを祝おう」 会長 グレン E. エステス. シニア
国際ロータリー 第2580地区
2004-05年度ガバナー 小堀 啓介



東京武蔵村山ロータリークラブテーマ

「元気、やる気、根気（三気）を

「足元から地道な奉仕活動を」

8月は会員増強および拡大月間です。

第33代クラブ会長 清水 高彦

本日の例会

納涼会

第1582回

例会

2004. 8. 18

次回例会案内【8月25日(水)】

卓話 「会員増強」

網代 雅男 会員増強委員長

第1581回例会報告

司会 荻野 繁 SAA委員

点 鐘

(清水 高彦 会長)

会務報告

(清水 高彦 会長)

斉 唱

奉仕の理想

- 米山奨学会より
2005学年度 指定校一覧(内部用)と募集要項が届いています。
- (在京) 青少年育成会議の案内
9月7日(火) 15:00~
(財) 和敬塾 出席者 会長、担当委員長
- RIより 国際大会のリーフレットが届いています。
(登録用紙、宿泊ホテル等)

出席報告

(比留間 一康 出席委員長)

会員数	出席者数	出席率	前々回出席率修正
33名	22名	72.73%	72.73%→78.79%

- 事前メーカーキャップ
田中 伸彦 会員 → 昭島中央RC
峯岸 一郎 会員 → 武蔵国分寺RC
- メーカーキャップ(第1579回)
小野寺 一昭 会員 → 分区内米山委員長会
後藤 正次 会員 → 分区連絡会

幹事報告

(藤野 豊 幹事)

- 青梅ロータリークラブよりクラブ要覧を頂きました。
- 清瀬ロータリークラブより週報を頂きました。

委員会報告

- ゴルフ会より (小野寺 一昭 会員)
9月10日(金)に国際ロータリー創立100周年記念多摩分区
親睦ゴルフ大会を青梅ゴルフクラブで行ないます。
集合は7:15。当クラブがホストとなるチャリティー大
会のため12名の参加を予定しています。
- 西武ライオンズ 武蔵村山市民 応援デーについて
(比留間 重次 会員)
9月11日(土)の西武ライオンズ 対 オリックスブルーウェ
ーブの試合が一人1,000円となり、サイン会やグッズのプ
レゼントがあります。
主 催 武蔵村山市商工会 後 援 武蔵村山市

◇ 創立 1972年7月8日 ◇ 承認 1972年7月20日
◇ スポンサークラブ 東京立川ロータリークラブ
◎ 会長 清水 高彦 ◎ 幹事 藤野 豊
○ 副会長 後藤 正次 ○ 副幹事 原田 友義
□ 会報雑誌委員長 原田 友義 副委員長 野島 征
委員 石井 源一郎 宮崎 茂夫

◇ 例会場 西武信用金庫・村山支店2階
〒208-0004 武蔵村山市本町2-91-1
◇ 例会日 毎週水曜日 12:30~13:30
◇ クラブ事務局
〒208-0004 武蔵村山市本町2-91-1
TEL 042(520)3251 FAX 042(520)3252
Eメールアドレス t-mmrc@crest.ocn.ne.jp

卓話 「これって、違法ですか？ 実践コンプライアンス講座」

－ 社員が直面するビジネストラブル解決法

千代田総合法律事務所 弁護士 榎本 昭 会員



はじめに、コンプライアンスとは何か。以前にもエッセイとして書き上げ、法人会やロータリー、農協等、いろいろな所で発表しているが、いわゆる順法精神である。その順法精神を踏み外したら、民事においては損害賠償請求をされる。刑事においては刑罰を受けることになります。それでは、ビジネス社会において経験するトラブル、あるいは原因となる事柄について34項目についてQアンドAでご案内したいと思います。

Q1: うちの会社はメーカーで、顧客に直接売っているだけでなく、代理店を通して販売もしています。その代理店がうちの得意先を横取りするつもりか、値引き販売をして困っています。やめないと出荷しないことを匂わせたのですが、いけませんか？

A1: 出荷停止をほのめかすだけでも違法になります。

Q2: 契約している代理店が、あまりにも値引き販売をするので、契約期間内ではありますが、契約を解約したいと思います。可能でしょうか？

A2: 常識の範囲内で値引きをしたいということだけでは、解約の「正当な理由」として認められにくいでしょう。

Q3: お客様を呼び寄せるために、開店5分ですぐ売れ切れになるような商品を広告に大きく出してもいいですか？

A3: 「おとり広告」の典型になりますので、違法です。景表法（不当景品類及び不当表示防止法）違反です。

Q4: 取引先の決算情報や新商品の発表予定や不祥事を早めに聞いて、株を売買することは問題ありますか？

A4: インサイダー取引として厳しく禁止されています。

Q5: 休日、接待ゴルフで自家用車を使用し、事故にあっしまいました。修理代は会社が持たなくてははいけませんか？

A5: 修理代は会社が持つべきでしょう。この場合「業務起因性」と「業務遂行性」が問題になります。この事故で第三者にけがをさせた場合も、会社が治療費を負担すべきです。

Q6: 金融機関から融資を引き出すため、実態の伴わない見積書や内示書を書いてくれと顧客から頼まれているのですが、罪になりますか？

A6: 詐欺の手伝い（幫助）になります。融資の話が話題になっている時期に、架空の誓約書の作成を依頼してくるのは、商売上のいわば「見せ契約書」に使うためだろう。

Q7: 発注した商品が届いたのですか、一見したところ正常品だったのでそのまま保管しておきました。ところが、いざ使ってみたら欠陥品であることがわかりました。どのくらいの期間なら返品できますか？

A7: 個人で買ったものであるならば一年以内、会社同士の取引であれば六ヶ月以内なら、返品することができます。

Q8: ある商品は単独で使用すると問題はないのですが、他社の商品と組み合わせて使うと不具合を起こします。このような時、両メーカーに補償義務はないのでしょうか？

A8: このような問題を「複合PL」と呼んでおります。心臓ペースメーカーと携帯電話では、携帯電話の電磁波がペースメーカーに悪影響を及ぼすことがわかっています。

Q9: 証券会社の人に、「絶対に損させませんから」と勧められ、「株価が下がった分は補てんします」と約束してもらった上で株を買ったのですが、大損しました。お金は取り戻せますか？

A9: お金は取り戻せません。証券会社や証券担当者が「万が一の場合には補てんします」というのは補償契約といい、違法です。補てん約束する証券会社や担当者も処罰されますが、補てんを要求する顧客の方も刑事罰（懲役一年以下）の対象になります。

Q10: 会社の方針で、ある一定時間以上は残業をつけなくさせています。これは許されますか？

A10: 許されません。これは「サービス残業」という違法行為です。

時間の都合上、34項目すべてをお話することが出来ませんでしたので、あとはお暇と意欲のある方は配布した「問題編」と「回答編」をご覧ください。

（紙面の都合上も10項目とさせて頂きましたのでご了承下さい。）

なお、参考文献として、「実践コンプライアンス講座 これって、違法ですか？」社員が直面するビジネストラブル解決法（著者：中島茂+秋山進、出版社：日本経済新聞社）があります。勉強したい方は購入してください。

最後に、世の中で一番信頼されている職業は、消防士であり、弁護士は12位、学校の先生及び政治家は二十数位であると読売新聞に記載があったと締めくくりました。

[担当：宮崎（茂）]



ニコニコBOX (小林 均 親睦委員)

- 比留間重次会員⇒武蔵村山リトルシニア野球協会に16年度分の後援会費に御協力頂きまして有難うございました。武蔵村山リトルシニアだよりが届きましたので御覧下さい。
- 栗原高明会員⇒先日の伊奈平苑 盆踊り大会には、会長・幹事をはじめ多くの会員の方々にご参加頂き、ありがとうございました。途中、雨に降られましたが、当初の目的を達成することが出来ました。

◆ 今回計 10,000円 累計 234,000円

違法？ 合法？
Q & A